

## 次期役員・評議員選挙について

選挙管理委員会

委員長 今井裕之

委員 藤本浩一

委員 片岡裕恵

次期(2019年4月1日から2022年3月31日まで)の役員および評議員の選挙について公示します。2018年第1回理事会において、選挙管理委員会、選挙細則が下記のように承認されました。

### 1. 選挙管理委員会の設置

理事会において今井裕之会員が選挙管理委員会委員長に推薦され、承認された。また、後日、藤本浩一会員、片岡裕恵会員が推薦され、会長より任命された。以下の3名により選挙管理委員会を設置した。

委員長 今井裕之(埼玉県) 委員 藤本浩一(東京都) 委員 片岡裕恵(東京都)

### 2. 選挙細則

役員 (定款 12 条) 役員は立候補により正会員の中から選出する

(定款 11 条) 理事は 20 名以内、監事は 2 名とする

(細則 6 条)選挙権ならびに被選挙権は連続 3 年以上の正会員の活動歴があること、また選挙年度の 7 月 31 日までに会費を納入した正会員とする

(細則 8 条) 地区の理事定数は選挙権を有する会員数により比例配分する

(細則 13 条)定数以内の場合は無投票当選、定数を超えた場合は委員会が選挙する。

評議員 (定款 17 条) 評議員数は 50 名以内とする

(定款 18 条)全国 8 地区の会員比例配分数を投票により選出する

地区別の正会員名簿を送付し各地区割り定数を投票させる。投票方法はその名簿に候補者数だけ○をつける。ただし定数を超えて○をつけた場合は無効とする。同数の場合は選挙管理委員会で抽選決定する。

(細則 6 条)選挙権ならびに被選挙権は連続 3 年以上の正会員の活動歴があること、また選挙年度の 7 月 31 日までに会費を納入した正会員とする

### 3. 選挙日程(概略)

2018年8月末 役員立候補受付締切

2018年9月初旬 評議員選挙依頼(役員決定通知)郵送

2018年9月中旬 評議員選挙締切・開票・承諾確認

2018年10月下旬 第20回学会大会総会で承認

### 4. 手順

役員 理事および監事の立候補を下記の要領で受け付けます。

応募用紙はメール添付用紙を用いるか、あるいは選挙管理委員会宛てにご請求ください。

HP( <https://jsspot.info/> )でも入手可能にします。

(以下の連絡方法で) Fax: 043-254-8311、携帯: 090-8858-5697(村松)

E-mail: mshigeji\_1122@yahoo.co.jp

受付締切:8月31日(金)正午迄学会事務局「選挙管理委員会」宛(上記)に Fax あるいはメール添付して送信ください。受け取り次第、事務局より確認メールを差し上げますのでよろしくお願い致します。